

役員功労金支給規程

(総 則)

第1条 財団法人地域開発研究所の役員に対する功労金の支給については、この規程の定めるところによる。

(功労金の支給)

第2条 功労金は、役員が退職した場合に、理事長が財団法人地域開発研究所の財政状況を勘案し、支給することができる。

(功労金の額)

第3条 功労金の額は、在職1ヶ月につき役員が退職した日におけるその者の本給月額に100分の12.5を乗じて得た額とする。ただし、在職期間は、120ヶ月を限度とする。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間の月数の計算については、役員となった日の属する月から、退職した日の属する月までの月数とし、1ヶ月に満たない端数が生じた時は、1ヶ月とする。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から適用する。ただし、平成17年3月31日以前の在職期間にかかる退職功労金の額の算定は、従前の規程による。